

議第21号

高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市朝日高齢者・若者センターを廃止するため制定しようとする。

高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第36号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。